

議 事 録		作 成 日	令和7年9月1日（月）
		作 成 者	市民環境部 税務・国保課
会 議 名	第3回宮津市宿泊税検討委員会		
開催日時	令和7年8月28日（木） 13:30～15:20	開催場所	宮津市防災拠点施設2階会議室
出席委員等	田中 治：大阪府立大学 名誉教授 井上 悦幸：一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部本部長 幾世 英磨：宮津天橋立観光旅館協同組合 理事長 井上 真哉：簡易宿所経営者 寺内貴美子：株式会社JTB京都中央支店 観光開発プロデューサー 味見 豊：宮津市自治連合協議会 副会長 黒岡 芳子：宮津市地域女性の会 会長 山本 茂樹：京都府総務部理事（オブザーバー） ※川勝委員、山口委員欠席		

内 容
1 挨拶 ・田中委員長から開会に当たっての挨拶 2 第2回会議の振り返り 委員長） それでは、本日第3回の検討委員会ということになります。これまでの振り返りについては、この後で事務局から簡単にご説明をいただく予定ですが、宿泊税を基礎にしたどういう事業をする必要があるのかということ、そして、それを進めていく上で、基本的な財源としてどれほどの大きさのものが必要かという事業と大きな財源との相互の関係を含めた議論を今までお願いしてきたかと思います。今日は、私が冒頭にも申し上げましたように、基本的にどういう事業をするのかという話と、全体としてどういう財源が必要になってくるかという話と、3つ目はその財源を誰がどういうふうにして負担していくかという基本的な負担構造の話、この3番目の話に今日は重点を置いて議論したいと思います。もちろん1番目、2番目の話との間で、場合によっては行ったり来たりするかもしれませんが、基本的には3番目の、仮に宿泊税を導入するとした場合に、それを一体誰が、あるいは何に対して、どのような負担を求めるのかという議論をした上で、想定し得る宿泊税がどういうものかということでの検討を今日の会議でよろしくお願いしたいと思います。それでは本日の議題に沿って進めたいと思いますが、まず最初に、前回の会議における指摘をいくつか頂戴した点も含めて、前回会議における整理について事務局から説明をお願いいたします。 ・事務局から説明 （資料2「第3回検討委員会資料」） ＜説明内容＞ ○第2回会議の振り返り ○アンケート調査の実施概要 ○実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

委員長) 今の事務局からの説明、前回の会議において指摘された事項についての宿題と、そしてそれをそれ以降の色々な委員会での色々なご発言等も参考にして、実施すべき観光事業やあるいは必要となる財源規模についての修正等も含めてご説明をいただきました。今の説明について、何かご意見、あるいは確認したい点はございますでしょうか。もしなければ、またこの後の議論の発言の中でお気付きの点をご指摘願えればと思っています。それでは、本日の議題について進めさせていただきます。本日の議題については、今日のご案内にもありますように、宿泊税を導入する際にどのような仕組みを作って課税をするのかという課税要件等についての考え方、もう 1 つは、特別徴収義務者に対する配慮、考慮といいますか、そういうものをどういうふうにするのかといった点について、まず一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。

- ・事務局から説明

(資料 2「第 3 回検討委員会資料」)

<説明内容>

○宿泊税を導入する場合の課税要件等について

○特別徴収義務者への支援等について

委員長) ただいま、広い範囲にわたって説明を頂戴しました。その中で大きく言うと、どのような課税の仕組みを作るかという話と、2 つ目にはそれを徴収する場合にどうするかという 2 つの面があるということで、その 2 つの面にわたって事務局から基本的な考え方について説明を頂戴しました。その中で、まずどういう仕組みを作るかということについては、宿泊税というのは、宿泊した人が宿泊をすることによって示される、いわば、その宿泊料金をはじめとする、あるいはその地域における色々なものを購入したりとか、そういうことをする消費能力に注目をして、それが税金の負担能力があるんだということに注目をして課税するんだということになるわけですね。そうすると、宿泊税を徴収する場合には、この税金を負担して納める人は、実際に消費をする人というのが元々この税金の作り方ということになるわけですが、その人が市役所に例えば 200 円を持って払いに行くというのは、余りにも便宜として非常に何というのかよくないというか、納税者なんだからそこまでしろというのはいくら何でもやりすぎだろうということで、この徴収の便宜のある、例えば宿泊事業の経営者等にいわばお願いをして、徴収をして欲しい、徴収義務を課すということをして、税金を徴収するというのが基本的な仕組みになっているわけですね。この議論の一番最初にお話をしましたように、そもそも宿泊税を導入する目的は何なのかという議論が、一番のこの議論をするもう 1 つの出発点と思うんですが、多くの観光客を受け入れるというのは、もちろん当該受入市にとってはそれなりに地域の発展とか産業等の発展にも繋がるとはいえ、しかしもう一方では、市の行政からすると、例えば交通の混雑とかあるいはごみによって町が汚くなるとか色々なことで、本来その市の住民がその市の住民の税金で賄わないといけないものを越える行政をしないといけないようになってくる。そういう時にはある種その原因を作った人に一定なりとも負担してくださいというのが色々な地域で導入している宿泊税の目的ないし理由の 1 つになろうかと思う。そういう目的等がある程度あって、さらに色々な人がその市に訪れてもらえるというのは、やはりその市に誇るべき文化あるいは観光資源がある。そういうものを磨き上げて、もっともっとそういう人に、その市にあるもっといいものを見てもらいたい、経験してもらいたい。そういう意味での言わば観光を促進するという目的も一部にはある。そういうような目的がそもそもあって、色々な地域で宿泊税を導入しようという動きがある。おそらく出発点はそれだと思う。その上で、今少しご説明したように、一体誰がその負担をするのかという点で、少なくとも市の本来の納税者が負担すべきでないものまで市

の住民に負担してもらうのはちょっとそれはやり過ぎだから、訪れてくれる人に対して一部なりとも負担して欲しいとこういうような構造になることを前提として色々検討していただければと思います。その上で、結局誰が負担するのか、あるいは何に対して負担を求めるのかということが一番の基本になる。また後で委員の先生方からご質問・ご意見があらうかと思いますが、特に問題になるというか色んな意見が出てくるのは、1つは税率。要するに、1人1泊当たりで単純に200円という仕組みにするのか、いやいやもう少し段階を作って、何段階かの区別をしながらその税率の大きさを少しは変えた方がいいという意見もないことはない。そういう意味で税率をどうしたらいいのかというのが、宿泊税に関しては1つ大きな議論になります。2つ目に議論になってくるのは、今日も事務局から提案がありましたように、これも非常に難しいところがあって、免税点といって、宿泊料金のある程度上のものには負担を求めるが、宿泊料金がそれなりに小さいものについては負担を求めないという考え方と、いやいやそうではなくって、もっとみんなで共通に市なら市が提供する行政サービスはみんなが受けるんだということと、特別徴収義務を負っている宿泊事業者がこの人は取ってこの人は取らないとするのもそれなりの手間暇というかお忙しいことになるので、免税点は考えないでここうという、免税点を作るか作らないかというのがおそらく議論になる2つ目でしょう。議論になる3つ目というのは、課税免除とよく言われるんですけど、もっと端的に言うと、例えば修学旅行生については宿泊税を取らないといったようなある種のタイプの人については税金を取らないということをするかどうか。それは結局宮津市に修学旅行生が多いか多くないとか、あるいはそういう人を将来的にもっと多く呼び込みたいかといったような判断によって、この3つ目の課税免除はどういうふうに考えたらいいのかというのは決まってくるだろう。もちろん今申し上げました3つ以外にも小さい点を言えば色々あるかもしれませんが、宿泊税のどんな仕組みを作るんだという点でしばしば問題になるのは今のような点になってくるので、そのあたり等に関連して委員の先生方のご意見、あるいはご感想等をお聞かせ願えればというふうに思っています。それが今日の仕組みに関しての前半部分で、宿泊税の仕組みをどう作りますかというのが今の話ですね。後半はそれを徴収する人、つまり宿泊事業者にそれなりのご苦勞をお願いしないといけないから、そういう場合に対してどういう配慮をする必要がありますかっていうのが今日の広い意味の制度の仕組みの後半部分のお話になろうかと思います。両方ともそれなりに関連していると思いますので、税の仕組みと徴税という両方を最初から区分して議論するのも何かと思いますので、今の段階で今私がお話させていただいたことを少し参考にしてもらいながら、それぞれの委員の先生方のご意見とかご質問とか何なりと、まず最初に一巡させていただいて、京都府の山本理事については適宜必要なところでご発言をお願いしたいと思っています。

委員) 第3回ということで、これまで色々議論を皆さんにさせていただいた中で、だんだんと色々な問題点とか着地点も見えてきているのかなと思っております。その目的の中でも色々あるんですけども、やっぱり観光に資するということで、とにかく今本当に天橋立、たくさんのお客様に来ていただいております。それは手放してお客さんが勝手に来てくださっているというわけではなくて、やはり我々の先人の先輩方とかこの天橋立が観光地になった時からの皆様の努力。そして、色々なご支援でお金もかなり使われたと思います。そういったことの積み重ねで、現在に繋がっていると思っております。今現在でもかなりの宣伝、誘客宣伝とかにもお金も使っておりますし、そういった中で、日本国内だけでなく、海外にもたくさん誘客活動を行っている今があると思っております。そういった財源とかもこのまま続くのかと言ったらそんなこと絶対あるわけないので、そういったところも補填するにはやはりこの宿泊税の中からそういったものにも使っていかなければなら

ないというところで、そういったところを本当に中心にして目的にしていかなければならないと思っております。一般財源というお話もありましたけれども、観光客のお客様から預かる大切な観光に対する税金ということで、今後また泊まれた方も満足して帰っていただき、また来たいなっていうふうに思っただくような観光施策を打ち出していくために、そしてもっとそういったことをプロモーションしていくためには必要な財源かなと思っております。目的としてはそういったところでございます。原因者負担ということで、公共交通の維持とかのお話も出ていましたけれども、やっぱりそういったところは市税等の既存財源で維持していただきたいなと思っております。それでもまあ足りないということが起きてくるかも分かりませんが、その時はその時に考えていただくということで、第一にはやはり観光に対する目的ということで使っていただきたい。そして、ごみ処理のお話ですが、ごみの問題も観光客のお客様、たくさんごみを出されるというお話もありますけれども、それは一概に否定はできません。ただ、現在入湯税という温泉組合さんの方で負担していただいている入湯税の中から、かなりの金額が負担されていると思っておりますので、それはそれで動かさずに、もし動かすとしてもやっぱりその源泉維持の話とかもあるので、その辺も慎重に考えながら宿泊施設の方と相談しながら前に進んでいけたらなと思っております。そんなところでしょうか。また思いつけば、後ほどご意見をさせていただきたいと思います。

委員) 今■■■委員が150点ぐらいのお話をしていただいたので、ちょっと違う視点からお話をさせていただきますと、冒頭、委員長から宿泊税というものはこういうものだというお話があったと思うんですが、基本的に色んな市町でちょっと状況が違うのかなというところで、この委員会に出られている方はご理解いただいたと思うんですが、元々我々は温泉も入れますんで温泉組合からの入湯税の部分で、観光、先ほどお話があったごみ等を負担していたというところがある。ただ今後を考えた時に、今の財源、宮津市の財源の問題もあるんですが、なかなか観光に対してもこれ以上お金を使えない、今後もっと減っていきますよというようなお話がある中で、ただ状況としてはインバウンドのお客さんがたくさん来られ、なおかつ地域間競争が激しくなっている中で、結論として言えば、この地域、まさにやっただいていただいているのは観光協会と宮津市さんになるんですが、日本国内で見ても弱いというのが現状です。なので、未来の50年後100年後を見据えた中で、この地域どうしていくんだ、この地域の子供たちに対して何が残せるんや、この地域に人が残るのかどうなのか、色んなところを考えた中でやっぱり財源って必要だよなというところでの入湯税の増額という問題があったわけですけども、これは温泉を入れているところだけに負担がかかる問題であって、やっぱりこの地域で、地域の宿舎含めてですね、観光してるところの皆さんで何とかするのが本来だと思うんですね。ただ、税の集め方としてはなかなかそういったものはないという中で、では宿泊税をやりませんかという話。例えば、隣に簡易宿所の代表の方もおられるんですけどね、ちょっと別にいじめるわけではないんですが、天橋立があって、それを日本全国・世界にPRしていただいてお金を出していただいている宮津市さん、観光協会さん、色んなところがあって。もちろん我々も年間でも1,000万円以上ぐらいのPR費用を使っています、世界に対して。誰かがやってくれてるわけです。この地域を世界に認められるような観光地にしよう、ぜひ来てくださいということを誰かがやっているわけです。そこに対して、ここ流行っているからということで簡易宿所さん民泊さんが今最近どんどん増えています。まあ他人のということではないんですけど、そこで商売する以上、先ほどの問題になるんですが、みんなが同じようにお金をお客様からいただくわけであって、自分の会社が何かお金を出してするわけではないので、こちらに来られる全てのお客様から応援という意味での費用を少しだけいただいて、

それをみんなで活用して、また循環させていくということが目的で、我々旅館組合としてはお話を上げさせていただいた。だから、誰かが抜ける、ここはあれだからやめるとかいうことは僕はない方がいいんじゃないかなと。ましてや、今定率制の問題も上がってますけれども、本当のお話をさせていただくと我々かってやりたくないんです。やりたくないけれどもやらないと未来がないこの地域の、というところがあるので、一律定額制というところをご提案させていただいている。これはもう可もなく不可もなくみんな一律でいうところもありますし、もちろん宿泊料金って季節によって変わったりします。土曜日とか日曜日は高かったりする場合、現場サイドとしてはその計算をして、今日は300円の日やな、今日は400円の日やなといったことも皆さん人手が少ない中で大変であろうという中で、この一律定額制というのを提案させていただいてるところもありますので、この制度に関してはこれがいいんじゃないかというのが1つ。宮津市さんが先ほど出されていまして2億円が必要だと。実際本当にそこまでいこうとすると大変なことだと思うんですが、この中を見ると1億6,000万になっています。例えば本当にその費用がどうしてもこれだけ必要なんだということであるならば、最低ラインは200円という形で、一定以上を超えた部分、京都市さんもやって全国でやってますけど、料金によって少し上げるような政策もあっていいのかなという事は思っております。先ほど委員長が言われた3番目の質問は何でしたかね。

委員長) 課税免除。

委員) 課税免除に関しては、先ほどお話をさせていただきましたので、ちょっと違う観点。まずこの地域での宿泊税をなぜ取り入れないといけないのか。それに関して、他の市町とは違うので、こういう形をとって提案をさせていただいてたというところをご理解いただけたらということでお話をさせていただきました。

委員) 今のお話の後に話をするので、あえてちょっと違うような話にはなるかなとは思いますが、まずその2億円の必要となる財源というのが多分導入ありきというか逆算でやっているだけの気がしてならない。本当に2億円が先にあっての宿泊税っていう話じゃなくて、どっちかって言ったら計算していった中で、あ、財源が2億円なるなっていうことで2億円必要になりますって書いてあるんじゃないかな。本当に2億円必要なのかっていうところはしっかり考えていけないかなと思ってまして、こういう考え方をすると、もうちょっと上げようとか数年後に、どんどんそういう話になってきて、あまりよくない方向にならへんのかな。例えば3年後になったら今度、宿泊税を倍にしようかって話が次に出てくるんじゃないかなという心配をしています。財源ありきで考えるんじゃないくて、本当に必要なものを必要な処置をするということが大事じゃないかなと思っています。今日説明があったので、何となく構想が見えてきたのかなとは思ってますけど、結局は事業者が徴収して市役所に支払う、いわゆるもう自己申告制というか事業者がやれていることなんですよ。ということですね。

事務局) (うなずく)

委員) そうしかやりようがないのかなとは思いますが、なかなか納得される方ばかりじゃないかなと思っていますし、例えばある一定の方は理解されるかも分からないんですけど、民泊の事業をされている人がそういうことを理解していない人がそんなうちはせえへんでってなった場合どういう対応されるのか、市として。そういう人はみんなに説明し

ましたよって言ってもその人らはそんなん知りませんし、なぜそんなことをこっちに課されなあかんのか、しませんよって時に強制力を持ってされるのかどうかということも出てくると思いますので、そのへんは事前にしっかりする必要があるのかなと思ってまして。例えば、宿泊税の検討委員会が第 4 回までって形決まりました、はい説明します、もうこう決まったのでこれ従ってくださいね、で納得されるのかって話もやっぱり出てくと思うんですよ。途中段階でそういう説明会を開くのってなかなか難しいのかも分かんないですけど、全部やった後に開いても結局何も言えないじゃないですかみたいな話になりかねないのかな。その結果、うちは協力しませんよみたいな話になった時に、市としてどう対応するかってことは想定はしておくべきだろうなと思っています。例えば、細かい話になるんですけど料金を取るのって 1 人当たりっていう話ですよ。例えば、料金無料の子どもさんの場合とかは徴収するのかどうかの考え方も要と思いますし、そのへんのこともまた教えてもらえたらなと思っております。まあ導入ありきでは僕はないと思っていますので、今の段階で別に全否定するつもりもないんですけど、しっかり当然議論していただきながらやっていただきたいと思っています。後でまた回ってくれば、少しお話しさせてもらいたいなと思っています。

委員長) 今の市に対するご質問等はどうしましょう。今、回答した方がいいですかね。

事務局) 事業の内容・金額が、最終的には今日 2 億円という提示が逆算じゃないかと。1 回目の会議の時も■■■■委員が帰られてから説明もさせてもらったような形もあったんですけど、決して逆算ではないです。少なくともこれまでできなかった事業というようなことでの積み上げになっています。そういう意味では、事業としてはこういった事業をやっていくべしということで、実はこの資料は私どもサイドで作っています。逆算して数字ができたので 200 円を提示したとかいうことではないということだけは、ご理解いただきたいなと思っています。

委員長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

事務局) まずお子様の関係なんですけれども、添い寝レベルであったら課税しないであるとか、取り扱いについては様々なんです。詳細についてはもうちょっと詰めていきたいと思っていますし、宿泊税を納めないとか申告しないといった方の取り扱いということもあったかと思いますが、こちらも先行して導入されている自治体につきましては、どことも罰則規定を設けております。税でありますので、そこらへんをきっちりとした制度設計になっておりますので、本市においても導入するということになれば、そういう取り扱いになるかなと考えております。

委員) 罰則規定があるってことなんですけど、であればなおさら、しっかりと説明をされるべきじゃないかなと思ってます。

委員長) それはそのとおりだと思います。おそらく宮津市もされると思いますが、導入している市はとことん説明会をもう何回も嫌になるくらい丁寧に行っています。それをしないとやっぱり理解してもらえない。なかなか税についてはちょっと理解しにくいところもあるので、それは■■■■委員がおっしゃっているとおり、本当にもうこれでもかというくらい丁寧にお話をするというのがやはり大原則だと思いますし、おそらく宮津市もそういうことはされるっていうのはある意味では当然の話で。ただそういう丁寧に行うという話と、い

やいやそれでも自分が嫌だという人がゼロではないかもしれないから、そういう場合には法令上の義務としてやっぱりそこはちゃんとしてもらわないといけない。そこはやっぱり両面かなと思っているので、事務局の説明が両面をちゃんと説明してもらったというふうに私は理解してますけども、そういうふうにご理解をしてもらった方がいいのかなと。

委員) ぱっと感覚的に、例えば 1 割の人が納得しないと思っていたのを、丁寧に説明するからそれがさらに半分になったりとか 2%に下がったりということは絶対あると思う。説明を聞けばなるほどなということもある。

委員) 私旅館業ではないので、一般的な見方として考えると、やっぱり天橋立という景観ですね、気候変動でいろいろと災害が起こったりした場合に、どこからお金を入れてまた元通りにするのか。天橋立ってというのは、私の聞いた範囲では人が作ったものだと、自然にできたものではないと聞いています。そのイメージをずっと残していこうと思ったら、どこからお金をそういうことがあった時に出していくのかがまず心配なことと。それと、観光客が本当に橋立がいいなって思うには、やっぱり町の中は綺麗で夜も楽しい、そういう雰囲気観光地でないと。夜は真っ暗なんていうのは私は遊びに行くんだったらそういうところには行きたくない、景色だけやったら行きたくない、そういう感じがします。だから本当にお金ってというのは、やっぱり観光地だったら随分直していかないといけないとこが出てくると思うんです。先生がおっしゃった道路の問題とか色々直していかないと、ずっと壊れないことはないんですから。少しずつ少しずつお客さんにいいように、旅館組合さんにも旅館をして楽しいとかそういうような感じのものを、やっぱり何かお金を投入していったらこの税金が必要になってくると思う。この税金の3つからいうと私は一律の200円ぐらいだったら誰でもいけるんじゃないかと思うことと、もし導入する場合に、1つには機械のシステムを変更しなくちゃならないとも出てくるんじゃないかと思えます。システム変更になるとまたお金がかかりますから、そういうのはちょっと補填をしてあげなくてはいけないんじゃないかなってそんな気がします。橋立をよくして、歴史もあるとこですから本当に管理していこうと思ったら、今のお金ぐらいじゃ本当に足らなくなるぐらいだと思います。

委員) 先ほど■■委員もおっしゃいましたが、観光事業者じゃないんで、ここの委員会に来て勉強させてもらう前は、宿泊税導入されても自分が払うんじゃないわと思っとったんで、何か他人事のような思いをしておりました。そんな中で前回、入湯税の徴収でご苦労されているところから、さらにさらにということで、この宿泊税の提案があったというふうに聞きました。すごいなと僕は思いました。ちょっと話は変わるんですが、お盆過ぎに毎年京都市内のホテルに泊まります、私事です。実家も京都市内にあるんですが、妻と2人で泊まることにしておまして、ついさっきこの会議に来る前にそやそやと思って、その明細、領収書を見て来ました。宿泊税引かれていました、支払っていました。あれと思って考えたら、支払いの段階で、現地での清算ですけども、これ明細確認してくださいとフロントで出されて、はいはいって言いながら私はそういえば前の晩に飲んだお酒の量ばかり見とったなあというのが現実なところなんですけども、それを1つ1つこれは何ですか、何ですかって聞いていったら、多分ホテルの方も説明されたんでしょう。前の晩のお酒を気にするお客さんばかりじゃないでしょうし、いちいち入湯税、これは宿泊税、これはと聞かれた時に答えないわけにもいかないし、やっぱり納得される答えをしなければならぬ。そういう事業者の負担というものを先ほどのシステム上の負担以上に考えていく必要もあるのかなとは思っております。やはり徴収されることについては、ホテルで

支払う、つまり事業所さんが徴収義務者となる。これをもう1回京都市役所行って払って来いと言うたらもう嫌やわ堪忍してえな、泊まらへんわということにもなりかねへんかなってというのは先ほど先生がおっしゃってたとおりやなとは思っております。先ほどやらないと未来がないという、これちょっと私胸に響きましたんで、そちらへ応援するわけじゃないですが公平な目で見ていきたいと思いますが、前向きに、宮津市民でさらに宮津をよくする方法というものの1つとして考えていけたらいいのかなと思っております。

委員) 冒頭に、10ページ、11ページのところで何のためにという部分と、どのように活用するのかという点がそのページにあったかと思えますけれども、今回追加になっているところで説明いただきました、天橋立など景観の保全という点。非常に宮津ならではの取組だということを感じておりますし、宮津が他の地域と比べて選ばれるための活動に使われるということは非常に重要なのかなと思っております。最初からご説明いただいておりますとおり、通過型の観光から宿泊型、周遊促進、それから滞在時間の延長が目的となって消費が向上するという、そういったことのために必要な事業に充当するということは、非常に分かりやすいのではないかなと感じております。またナイトタイムエコノミーということも書いていただいておりますけれども、今週ですかね、砂浜バーがあるというようなこととかも教えていただきました。すごく素敵な取り組みだなあと、町を挙げてそういったことを貴重な場所でやっていくってところで非常にいいことだなあと思っている一方で、やっぱりその素敵な取り組みがあまり知られていないっていうようなことが非常にもったいないと思っておりますので、せっかく皆様が取り組まれているようなことを伝えていくということに重点を置くということもやっぱり重要じゃないかなと私としては思っております。あとはやっぱり宿泊税を活用した事業であるということが、納税者にも伝わるように取り組んでいかれるのがよいのかなと思っております。自分たちが、ふるさと納税だったら、自分その事業に応援したいですっていうふうを選択されて、納税されること多いかと思えますけれども、やっぱり自分が納めるお金をどのように使われているのかっていうのは、明確にしていくべきだと思います。また、徴収の方につきましてはですね、例えば観光目的でない、ビジネス利用の方に対してもどうするのかっていうような議論もあろうかと思えますけれども、ここも確認する術がやっぱり自己申告になるのかなというふうに思いますので、その場合収受されるスタッフの方の対応が煩雑になることは避けたいということが前提にはあるかなと思います。税率一律定額制がいいのか、段階的定額制がいいのかっていうところに関しましても、やはりその収受される方の負担っていうのを軽減するという考え方、非常に大事だと思っておりますけれども、何よりも宿泊者の方、納められる方に、明確にその根拠を説明できる制度でないといけないんじゃないかなと思いますので、この部分は十分にご議論いただくべきかなと思っております。弊社としましてはですね、ホームページとかでも旅行の販売させていただいているんですけども、例えば、予約のページで宿泊税についてというページを別途弊社では設けておりまして、この宿泊料金には宿泊税は含まれておりませんので詳しくはそれぞれの地域の宿泊税についての説明のところのサイトをご覧ください、というような形になっているところもちょっと付け加えさせていただきます。

委員長) 貴社のホームページについては知りませんでした。それは丁寧だと思います。そういうような、本来負担するのは当該宿泊するご本人ですから。ただそこはご本人がちゃんとそこを十分理解してくださいっていうね。貴社が書いてらっしゃるっていうのは、やっぱりそれはそれでいいと私は感じました。

オブザーバー) 私の方はちょっと行政的な観点からお話させていただきたいと思っておりますけれども、まず 11 ページで 2 億円が必要な財源だということなんですけれども、今定額で 200 円想定ということで、年間 80 万人、1 年当たり 1 億 6,000 万円ってことで 4,000 万円そもそも不足しているという中で、なぜ 200 円にしたのかっていう疑問、質問があるということ。当然他の団体を見ていると 200 円定額が多いところで相場感ってのは多分あるんだろうと。宿泊者に納税いただくということで納得いただける額というのが、一定相場感って多分あるんだろうとは思いますが。もしその相場感を超えて 300 円、400 円とかってなってくるのであれば、当然その超える額だけの納得いただける理由というか享受できるようなものがないと多分ご納得いただけないんで 200 円ってことで多分されているのかなっていう気はするんですけど。とはいえ、必要な財源が 2 億と言われて試算されている中で、足らずまいが出て来ているっていうところを含めて、200 円の説明がちょっと不足しているんじゃないかなと思っています。その点いかがでしょうか。

事務局) まず、また 2 億円のお話だったんですけれども、前回 1 億 3,000 万円、これが今回 2 億円ということです。会議の中でも、いろんな観光をすることで、観光に絡んでというようなことで、特に鉄道のお話とかもあったかと思います。これで舞えないぐらい宮津市は出していますので、今回の 6,000 万円を全部ここで見さしてもらおうという考えではないということとはご理解いただきたいと思います。当然、行政の方も計画的に事業をしなければなりませんので、そういった意味で、一定の金額が充当できたらということで挙げさせてもらっています。なので、例えば 200 円がいいのかどうかということもあるんですけれども、仮に 1 億 6,000 万円入りました、先行して 1 億 4,000 万の観光事業をやって、残りの 2,000 万円で行政事業をやっていくということも 1 つかと思うので、先ほどの説明でなかなかご理解いただけなかった部分かもしれないけれども、少なくともこういった事業が必要だということでの積み上げだということでご理解いただきたいと思います。これをやり切るとかこうでないとか駄目だとか、このために逆算してそしたら 500 円要るんだとかいうことを、観光サイドが告示したのではないということだけご理解いただきたいと思います。

委員長) おそらく、答申として文章にする時にやっぱり注意をする必要があるかなと思います。そこはそういうようなご趣旨かなとは思いますが、例えば数字だけの語呂合わせで言うと、それこそ 2 億円だったら税率 250 円にして 80 万人で 2 億円でしょう。でも税率 250 円、例えば 150 円にしますとか 350 円にしますというのは、何となく、何というのか落ち着きがないというふうに考えるんでしょうね。先行する自治体は全て 100 円とか 200 円とか 300 円とか 500 円とか、京都市なんて最高は 1 万円とか、一種切りのいい数字を用いているということもあるので、そのあたり単なる数字を合わせてうまくいくということではないということ。だから観光サイドから見た 2 億円という数字を出すか出さないかも含めて、最終的には庁内で検討願えればというような印象があります。要するに、率直なところではこうですというのは極めてよく分かるんですけれども、一見して見る人は 2 億円と 1 億 6,000 万円の差は何ですかとかね、というふうに言う人もいるので、そこは少し注意をされればいいというぐらいだと思います。

事務局) 補足なんですけど、今回 80 万人ということで試算をしています。これ令和 6 年がそれぐらいの推計値、これ実数でなくて推計値で、今現在宮津市の方では宿泊人数、各お宿さんから全部いただいたら 100%なんですけど、そういった形にこれまでからなっていないので、推計値で令和 6 年は前年度に比べて数字が上がったということになってます。

今実は総合計画の整理をしています。これまで 50 万人ぐらいから、少しよくなって 60 万人を超えたぐらいが、実は令和 6 年は 80 万人やったと。今後日本人の観光客、当然人口も減る中では減るだろう。ただ外国人さんは外国からもう日本に来られていますので、宿泊するという部分では可能性として増えるだろう。そういった部分で、実は今 75 万人っていう数字を目標としています。来年 75 万人になるとかっていうよりも、目標として実は 75 万人という設定を実はしておるんですけども、観光事業者さんの会議に行きますと、そんなんであえんかと、もっともっと高い目線でいったらどうやということは実は言われてまして、先ほど 200 円と 80 万人で 1 億 6,000 万円という数字が出てますけども、年によっては当然前後しますので、そこは、仮に本来今回私どもが 1 億 3,000 万円を費いたときに、3,000 万円のまた隙間が出ますよねとか、なかなかその辺は突っ込まれるところがあるかなと思っていますので、いずれにしましても、委員長さんが言われたような、最終的な整理はまたさせていただくとしまして、少なくともこの数字がすべてというふうには観光サイドでは思っていないので、そのあたりご理解いただきたいと思います。

委員長） 私が申し上げたいのは、数字が一人歩きするのがちょっと怖いんですよ。それだけちょっと注意をして欲しいですね。つまり、これはあくまでも今の段階の想定だというエクスキューズをしてても、切り取る場合は結果の数字だけを切り取る場合があるので、ちょっとそのあたりは注意をして、少なくとも答申の段階ではそのあたりは慎重に書いていただきたいというような趣旨です。

オブザーバー） なぜ 200 円を掲示されたのかっていうご説明をいただきたいんですけども。一番聞きたいのは、そこが一番聞きたかったんです。

事務局） 先行導入されてるところでは、必要な財源規模を宿泊者数で割って出しておるというところなんですけれども、うちも前回 1 億 3,000 万円というものを必要となる財源規模というのを示しておりまして、200 円というのが相場感として一般的にありますので、それを掛けますと 1 億 3,000 万円は確保できるであろうということで、ご提示させていただいております。2 億円というのが独り歩きしないようにということがありますので、この取り扱いについても答申の時にはちょっと工夫させていただきたいと思っています。

委員長） 一応一通りお話いただいたんですが、あとさらに追加的にご発言ございますでしょうか。今日お話をお聞きしてる範囲ではこの事務局の A 案、B 案というこの件なんですけども、基本的にはやはり税率 200 円という金額の大きさを高いと見るのか低いと見るのか、これによって違うと思いますし、それを負担する人がどうなのかという点によってもちょっと違うと思うんですけども、今日、今一通りお話をお聞きした範囲では、まあそれはそれで基本的に宿泊者の方にご負担いただくことも、それはそれであり得るかなという印象というか、そういうふうには私はお聞きしたんですけども、そういうような方向性ということではよろしいんでしょうかね。

委員） 徴収の仕方の問題ですよ。だから、別にこの導入反対って言ってるわけじゃないんですけど、本当にすべての皆さんが納得してもらおう、すべてではないにしても納得してもらおうようにしていかないと、後でえらいことになるだろうなと思っているということを言いたかったんです。例えば、受付業務も非接触で自動受付みたいな形も結構多くなってる

中で、どうやって徴収するんやっていうこともやっぱり出てくると思うので。多分、例えばうちとかだったら、宿泊税分をもう自分で払うみたいなお話になると思うんですよ。なかなかその難しいです。やろうと思っても、うまく予約サイトにその辺は載っけるのも難しいでしょうし、じゃあ来てもらった人にうまくそれを説明できるか、事前決済の人もあれば現地決済の人もあり、うまく伝わる人もおれば伝わらん人もおり、なかなか難しい。今んとこ非接触にはしてないから取ろうと思えば取れると思うんですけど、なかなか難しいです。そのへんも想定はしておいていただいて、説明会の時にもちゃんと説明できるようにしといてもらえたらなとは思っております。

委員長) なかなかちょっと税金の話難しいところがあって、ちょっと私も上手くお話できるか自信のないところがあるんですけども、先ほどお話ししましたように、要するに税金っていうのは、基本的には負担能力を何に見るかというのがやっぱり一番大事で、例えば、ご承知のように所得税とか法人税というのはこれは所得、儲けがある。儲けがあるから儲けのうちの一部を公のために、皆さんが共通で使うような、例えば道路とか港湾とかね、あるいは保険とか介護とかね、そういうのは共通で担うもののために一部その部分を出してくれということという言い方をする。そういうように、税金の支払い能力があるということはどう見るかということについては、大きく3つないし4つ言われてるんですけども、まず1つは儲けがあります。2つ目には、財産持ってます。これは固定資産税なんかが一番典型ですね。土地とか家を持ってるっていうのは、実はそれを維持し続ける、それを維持し続けることの背後には、それを支えていく経済力がありますっていう、一応こういうような理屈というか、ひょっとしたらフィクションかもしれませんが。一応こういう理屈で税金払ってくださいねっていう。3つ目は消費能力があるから、消費をする能力のある人については、それぐらい色々な物を購入したり、使うことができるなら、少しそれに上乗せして税金を払ってくださいねっていうこういうふうに消費を考える。4つめは省略しますが、大きく言うと所得、財産、消費っていうのが大体一応目安になるわけですね。今回導入しようとしてる宿泊税も、これは地方の段階で導入しようとする消費税、地方の消費税。消費税ってのはどういうことかという、例えば、実は宿泊料金の大きさに目をつけてるかというとは実は必ずしもそうではないわけです。一番わかりやすいのは、入湯税なんてそうですよ。入湯税は、1万円の旅館・ホテルに泊まろうが、10万円のところに泊まろうが30万円のところに泊まろうが、標準的には一泊150円です。これは宿泊料金に目をつけてないわけです。何でそうかって言うとね、これ実はその背景をちゃんとね、総務省なんてあんまりちゃんと書いてないのでよくわかんないところもあるんですけども、私の理解は、それは宿泊をした人はもちろん宿泊代もそうなんだけど、それ以外にもその地域で物を食べたり飲んだり、色んなところを見ていったりとかね。そういうことでその地域に、いわば一定の消費をするわけです。ということは、仮に1万円の宿泊料金を払う人は、平均して言うと、その地域を少しあちこちするから大体3万円とか4万円ぐらいの消費能力があるでしょ。平均がそれぐらいの人だとすると、3万円、4万円払う力がある人であるのであれば、その地域の例えば温泉施設の整備とか維持とか、あるいは観光の促進ということも含めて、1泊150円ぐらいは払ってくださいねということ。おそらく宿泊税も同じタイプなんです。つまり、1万円払う、2万円払う。こういう場でも、もちろん例えば京都市のように、あるいはそれ以外のいくつかの市のように、段階を追って1万円とか2万円以下の人には例えば300円とか、それを超えて5万円以下の部分については500円とかね。こういう組み立てもちろんあるんですけども、宮津市で今考えてる、あるいはそれ以外の相当多くの市で考えているのは、実は入湯税と同じように、一泊200円とか一泊300円とかこういう組み立てをしています。それは今言っ

るように、少なくとも理屈の上では、その人は単に宿泊料金のみならずその地域で様々なことを実際あちこち動いて飲んだり食べたりしながら、その地域を楽しみながらするそういう消費能力があるんだから、一定の能力をやっば示すものとして、200 円、300 円払ってくださいというおそろくこういうような組み立てをしているのが大きな理由の 1 つと。もう 1 つの理由は、今日も委員の先生方がおっしゃったように、それを徴収しないとイケない義務を課されている宿泊事業者は、そもそもなぜ宿泊事業者にその義務が課されるのかというね、これ便利だからですよ。理屈から言うとねしばしば言われるのは、何で日帰り客に観光税取らない。私はね、理論上は取ったらいいし取るべきだと思います。それはね、私はそういう場合、いつもニヤッとしながら言うんですけど、市役所の職員が駅に机並べてね、観光客の皆さん寄ってらっしゃいって言ったら、誰が寄りますか。取るのは、本当は取るべきなんです。取るのが筋なんだけども、無理です。無理なことは無理です。だから、理屈で観光客にも取らないのはおかしいじゃないかっていうのは簡単だけども、そこまで言うんならどう工夫があるんですかということも併せて言ってもらわないと困る。それにかけると、たまたま便利の点で観光客の宿泊する場合の宿泊事業者にお願いするというところにそこはなってきた、その人に法律上は徴収義務を課す。法令上のいわば強制的な義務を課するというこういう構造。だからそういうような仕組みになっているのが今の宿泊税ということで、もちろん税金として完全な姿でないのはそれはその通りです。非常にまだまだ改善すべき問題もいっぱいありますし、しかも地域地域によって色んな課題があります。例えば京都市は、それこそ 10 万円の宿泊料金を超える人には、税率を 1 万円ですからね。やっぱ京都市なりの観光客があまりにも多く集中することによる、やはり様々な不都合を何とかしたいというそういう思いなんだと思うんですよね。それはそれで地域地域によって色んな作り方がありうるし、今日も色んな方がおっしゃったように、やっぱいいまちを作って残していきたいというそういう思いで、できるだけ多くの人を受け入れて、それでその人にそれなりの負担もしながら、かつ、同時に宮津のいいところも経験してもらって、いい意味で観光ということもやはり経験してもらうという、やっぱ両面をしっかりと見ながらこういうような負担の構造を作るっていうのは、それはそれで今の宮津にとっては必要ではないかというそういうようなご意見が多いのではないかという私は理解をしております。

委員) 議題の 2 の特別徴収義務者への支援等についてというところが、詳細がないんですけども、以前からちょっとお願いしてるのは、やはりできるだけこの地域の宿泊者に負担をできるだけかけて欲しくないんで、その金額ももちろんそうなんですけれども、かえりといいますかやっぱカードで払われたらもう 3%以上行くわけですから。特にこの地域小さいところが多いということもありますので、やはりそういう小さいところでカード手数料も高いところのことを考えた上で、ちゃんとした見返りといいますか、そういうものを考えていただきたいというところでちょっと数字が出てなかったんで、どういう形でそれを考えておられるのかというところのお話をお聞きできたらというところです。

事務局) この委員会におきましては特別徴収交付金制度については、導入させていただいて、宿泊税導入の 5 年間については上乗せをするべきなのか、あるいはシステム改修への支援を行う。初期の制度立ち上げる時ってとかくシステム改修とか費用を要することが多いので、その間は当然何かしらの支援を手厚くするのだろうなということはちょっとご提案させていただきたいなとは思ってますけれども、そのパーセントにつきましては、まだちょっと詳細に庁内でも詰めていかなければならないことなので、この場ではちょっと控えさせていただきます。申し訳ありません。一般的には、大体 2.5%から 5~6%とい

うことで、先行事例では取り扱いをしていただいているという状況でございます。

委員) ちゃんとそのあたりを考えていただいているのであればもう問題ないことですので、ぜひよろしくお願いいたします。

委員長) 一応今の現時点で予定してるのは、この次の第4回目の会議で基本的に答申としてまとめるということでの、原案というかこれでどうだというそういうことを、一応事務局として整理をしていただいて今までの議論の流れを全部整理して、本当にこの委員会としてこういう答申でいいかどうかということの確認をお願いするというのがこの次の委員会としての一応予定はしております。そういうことも含めて、さらにこの次の会議までに、こういうことを少し調べておいて欲しいとか、そういうようなご要望等を含めてございませうでしょうか。

委員) 話しそれるんですけど、公共の交通機関とかも大切だというような話があったと思うんですけど、確かに今バス2台連なって走ってるような今状態ですよ。それと気になってるのが、タクシーについては、これも補助金を出してるという認識でよかったんですかね。

事務局) 平時に補助金を出してるということはないです。ある時期、それこそコロナの後であつたりとかの時に、なかなかお客さんが少ないところでもやっぱり走っていただきたいということで、その時に一部応援をさせていただいてまして、現状ではちょっとそれ以上できてないです。ただまあキャッシュレスの問題であつたりとか、なかなか高額な負担もされなければならないとか色んなことを聞いてますんで、今回のこのものを充てるかどうかというあたりまでは全然そこまでいってないんですけども、何かしら応援もさせてもらわないと難しいのかなっていうことは、考えてはおります。

委員) わかりました。補助金出ないということで認識しました。というのも、この地域のタクシーまあひどいんですよ。もう10時過ぎたらおちおち飲んどられへんぐらいの感じで、帰ってこれなくなる宿泊者さんもいらっしゃるんですよ。

委員) 歩いて帰ってこられる。宮津から。

委員) それこそ、観光客じゃない僕の経験で言うと、タクシー呼んだら5分後にきますよと言われて、今から会計するんでって言ったら、いや5分後しか無理ですみたいな感じで言われて、会計して終わって出て行ったらタクシーおらんしと思って20分待ったんですけど、電話したら行ったけどおらんかったで帰りましたよと言われ、まあひどいんです。これは市に言うても仕方ないんですけど、今現状がそんな感じで、観光客にとってもすごくデメリットになってるのかなとは思ってます。

委員) 今、皆様のご意見の中で、説明をきちっと何回も何回もしていただく。それはよく分かるんですけども、色んな会合の時に、例えば宮津市でごみの問題も説明しろって夜に回ってるんですよ役所の方が、でも本当に集まってくる人が少ない。やっぱりそれだけのことを言うんだったら、やっぱり皆集まらないう。やっぱり行政の人お仕事ですからね夜間の。だからそれが無駄にならないように、皆さんきちっと連絡を取り合って、それだけは気をつけていただきたい。

委員長) 本日の会議は一応これで終了ということで、本当に貴重なご意見を委員の方々から頂戴いたしました。ありがとうございました。それでは進行を事務局の方にお返しします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局) 本日もありがとうございました。なかなかお答えできることと、ちょっと難しい部分もあったりしましたが、本当に色々なご意見いただけてありがたかったというふうに思います。次回第4回ということで、10月17日午後1時半から、またこの会場の方でお世話になりたいというふうに思っております。委員長さん申しいただきましたように、この検討委員会の報告書の案を取りまとめる方向の協議がメインかなというふうに思っていますので、また4回目ということになりますけれども、よろしくお願いいたしますと思います。またご案内の方はさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。